



議会・選挙

八重瀬町議会のしくみ

議会事務局 ☎998-2201

定例会と臨時会

八重瀬町議会は、選挙で町民の代表として選ばれた16人(条例定数)の議員が、町民生活に関係する重要な条例や予算、その他法令で定められた事項等について議論し、町としての意思を最終的に決定する機関(議決機関)です。

議会には、「定例会」と「臨時会」があり、定例会は条例で年4回と定められており、招集時期は規則において3月・6月・9月・12月としています。

一方、臨時会は定例会以外で特に審議が必要な場合に依りて開催され、回数に制限はありません。

委員会

町議会において取り扱う事件を「議案」と呼び、その内容は多岐にわたり数も多いため、これをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査するため、八重瀬町議会議員は「総務厚生」「経済産業文教」、いずれかの常任委員会に所属し、その議案の審議を行います。

また、請願や陳情等についても委員会において審議します。そのほか、特に重要な事業や施策などについて審議を行う必要がある場合には「特別委員会」を設置する事ができます。また、広報・広聴を行う「議会広報常任委員会」や議案の処理や議会運営を円滑に行うための「議会運営委員会」が設置されています。

請願・陳情

町民は、町政についての要望や意見があるときは、だれでも町議会に対して請願・陳情を行う事ができます。紹介議員を必要とするものを「請願」、紹介議員を必要としないものを「陳情」といいます。

請願は、委員会において内容を審査し、本会議で採択・不採択の結論を出します。採択された請願は、町長その他の執行機関に送付するに当たって、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができます。議会、執行機関の双方に実現の努力が要請されます。

選挙管理委員会

総務課 ☎998-2200

選挙人名簿の登録

選挙人名簿には、住民基本台帳に記録されている方のうち、登録資格のある方が登録されます。これに登録されていないと、たとえ選挙権があっても選挙の際に投票できないこととなります。

陳情は、請願ほど明確な法律上の規定がありませんが、請願に準じた取り扱いをする必要があります。町議会では陳情の採択後の経過及び結果の報告については、内容を精査し、必要があるときは委員会の判断により行われています。

町議会の傍聴

本議会は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴席は本議会の後方に設置されており、一般席のほか、車椅子でも傍聴ができるようスペースを設けています。

町民の皆様の意見が議会の中でどのように反映されていくのかを直接知ることができる機会ですので、ぜひお気軽にお越しください。

なお、議会を傍聴する際は、八重瀬町議会傍聴規則に従って傍聴をされますようご協力をお願いします。

また、庁舎1階設置のテレビで本会議の様態を視聴する事ができます。

会議録の閲覧

町議会では、本会議の「会議録」を定例会ごとに作成しており、町議会事務局において閲覧ができます。また、ホームページからも閲覧が可能となっています。

議会だより

町議会では、町民の、町議会活動に対する理解と協力を深めるため、「八重瀬町議会だより」を定例会ごとに年4回発行しており、全戸配布や、金融機関等に設置しています。議会だよりには、審議結果や一般質問、各委員会の審査状況等を掲載しています。ホームページでも公開しています。

ホームページ

町ホームページで議会開始日時、議決結果、一般質問の要旨、会議録、議会だよりがご覧いただけます。



議会・選挙

▶ 定時登録

毎年3・6・9・12月1日現在により、登録資格のある方(八重瀬町に3ヶ月以上住所を有する方)を住民基本台帳の記録に基づいて、選挙人名簿に登録します。住所移転の際に転入届等の提出が遅れると、選挙人名簿に登録されることも遅れ、投票できない場合がありますので、届出は早めに行うようにしてください。



▶選挙時登録

選挙の公(告)示直前に登録資格のある方を登録します。(選挙の基準日現在で、八重瀬町に転入して3ヶ月以上住所を有し、満年齢18歳以上の方)

▶補正登録

定時登録及び選挙時登録において、登録資格のある方が、登録されていないことを知った場合に登録されます。

※登録されると、死亡または転出(転出した日から4ヶ月間は抹消されません。)しない限り、選挙人名簿に登録されています。

期日前投票

選挙人が投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務や、疾病、負傷、出産等の理由で投票所での投票ができない見込みの方は、公(告)示の日の翌日から投票日前日まで、八重瀬町選挙管理委員会において定めた期日前投票所で投票を行うことができます。

不在者投票

①仕事等で公(告)示日前に他府県等に行っている場合には、本人(選挙人)が八重瀬町選挙管理委員会に投票用紙の請求(所定の様式)をすることによって、仕事先等の所在市町村選挙管理委員会で投票を行うことができます。

②指定病院等(県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・施設等)に入院(入所)中の方は、その病院等の不在者投票管理者である病院長または施設長等の管理者に対して申請することによって、その指定病院等で不在者投票をすることができます。

※不在者投票ができる期間は、公(告)示の日の翌日から投票日前日までです。ただし、所在市町村選挙管理委員会で行う場合は、その選挙管理委員会の業務時間内(通常は平日の8時30分～17時15分)となっております。

なお、所在市町村選挙管理委員会の区域内で選挙が行われている場合は、その投票時間内は投票できることがあります。

詳しくは八重瀬町役場総務課(☎998-2200)までお問い合わせください。

郵便等投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で障害の程度が公職選挙法施行令第59条の2の特定の障害に該当する方、及び要介護状態区分が要介護5である方は、自宅で自ら投票用紙に記載し、郵便等による方法で不在者投票をすることができます。ただし、郵便等投票による方法は事前に選挙管理委員会へ申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

また、自ら投票の記載をすることができない方は、要件に該当し選挙管理委員会へ届け出ることにより代理人を指定して代理記載をさせることができます。

検察審査会と検察審査員候補者の選定

▶検察審査会

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、一般国民を代表して、検察官が被疑者(犯人と目される者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の善し悪しを審査することを主な仕事としています。

犯罪の被害者(被害者が死亡した場合はその親族等)や犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分に不服がある場合に検察審査会へ申立てをすることができます。

▶検察審査員候補者の選定

町選挙管理委員会では、毎年9月1日現在の選挙人名簿に基づいて、年1回割り当てられた人数について、検察審査員候補者の予定者を「くじ」で選定し、名簿を検察審査会事務局(本町の場合は那覇検察審査会事務局)に送付しております。

検察審査会事務局において、任期ごとの検察審査員候補者名簿を作成し、名簿に記載された方々にその旨を通知することになっております。

検察審査会は、検察官の不起訴処分に対する一般国民の民意を反映させるための司法制度の一つであり、一般常識を有する町民誰もが検察審査員になれます。検察審査員は、くじで選定された裁判所の非常勤職員(任期6ヶ月)となります。

裁判員制度と裁判員候補者の選定

▶裁判員制度とは

裁判員制度とは、国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。

▶裁判員候補者の選定

町選挙管理委員会では、毎年9月1日現在の選挙人名簿に基づいて、年1回割り当てられた人数について、裁判員候補者の予定者を「くじ」で選定し、名簿を地方裁判所に送付しております。

地方裁判所において、裁判員候補者名簿を作成し、登録されたことを名簿に記載された方々に通知することになっております。

